

答申書

令和元年11月25日

山梨県特別支援教育振興審議会

【 目 次 】

はじめに

I 学びを育む教育支援体制の整備	1
1 特別支援学校の教育環境について	1
2 特別支援学校の児童生徒の状況について	2
3 寄宿舎について	3
II 連続性のある多様な学びの場の充実	3
1 小・中学校、高等学校における特別支援教育について	3
2 就学前における支援について	4
3 病弱教育について	5
III 自立と社会参加に向けた教育の充実	5
1 キャリア教育について	5
2 交流及び共同学習について	6
3 I C T教育について	6
4 生涯学習について	6
IV 質の高い学びを支える教員の専門性の向上	7
1 教員の専門性について	7
2 特別支援教育に係る人的配置について	8

おわりに

資 料 [資料1] 諸問書
[資料2] 山梨県特別支援教育振興審議会委員

はじめに

県教育委員会では、平成23年度に「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定し、障害のある子どもたちへの教育の充実・推進に取り組んできた。

平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」に、日本は平成19年に署名した。これ以降、我が国の障害児（者）に係る施策は、条約の批准に向けて著しく動き始めた。

障害者の福祉施策に関しては、「障害者基本法」の改正（H23）や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定（H25）などが行われた。教育施策においては、「学校教育法施行令」の一部改正（H25）により就学先決定の仕組みが改訂されたり、「学校教育法施行規則」の一部改正（H28）により高等学校における通級による指導が始まったりしている。また、就学における保護者との合意形成の必要性や、公立学校での合理的配慮の提供の義務など、特別支援教育を取り巻く状況は、これまでとは大きく変化している。全ての学びの場における全ての子どもたちに対して、一人ひとりに応じた切れ目のない適切な教育が求められている。

一方、特別支援教育へのニーズは一段と高まり、特別支援学校のみならず、小・中学校の特別支援学級や通級による指導において顕著に表れ、在籍者（通級による指導においては利用者）数や設置教室数の増加は著しい。

また、これ以外の通常の学級に在籍している児童生徒においても、特別な支援が必要と思われる児童生徒数の増加がうかがえる。

本審議会は、令和元年7月23日、県教育委員会から、「特別支援教育推進のための計画策定に必要な事項について」諮問を受けた。

本審議会では、この諮問事項に対して、本年6月に制定された山梨県教育振興基本計画の施策の一つである「特別支援教育の推進」における4つの取組の柱について具体的に審議することとした。

本県の特別支援教育の現状と課題、今後の取組の方向性について整理するとともに、障害のある子どもたちの自立や社会参加に向け、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を実施するための方策等について、4回にわたり審議会を開催し議論を行った。

ここに、審議の状況をとりまとめたので、答申を行うものである。

I 学びを育む教育支援体制の整備について

1 特別支援学校の教育環境について

○わかば支援学校とかえで支援学校の大規模化への対応について

知的障害特別支援学校である両校の在籍者数は、一時期のような急激な増加は見られないが、相変わらず大規模な状況は継続している。知的障害のある児童生徒及び保護者からの、特別支援学校における教育へのニーズの現れであると考える。

このような状況において、普通教室の不足が課題となっている。知的障害のある児童生徒にとっては、心身ともに安定して落ち着いた状態で教育を受ける環境が必要である。両校とも教室の運用上の工夫や学習集団の編制などで、児童生徒への教育に影響がないように対応している。

わかば支援学校及びかえで支援学校においては、今後も在籍者数の大規模な状況が継続するものと想定される。それに伴い、普通教室の不足も継続するものと想定する。

わかば支援学校とかえで支援学校の大規模化への対応については、今後の児童生徒数の動向を見極める中で、小・中学校等の空き教室の利用による新たな学校や分校の設置、通学区域の変更なども考慮しながら、できるだけ早期に教育環境の改善を図る必要がある。

○高等支援学校桃花台学園の定員の充足について

平成27年に開校した高等支援学校桃花台学園は、軽度知的障害生徒の自立と社会参加に向けて一般就労を目指すとともに、他の知的障害特別支援学校高等部の大規模化の緩和も想定して開校した。

高等支援学校桃花台学園卒業生の一般企業への就労率は高い状態が続いているが、開校以来、入学定員が充足されていない。

中学校の特別支援学級や特別支援学校中学部等の卒業後の進学先として希望する生徒はいるものの、通学における利便性の悪さや、寄宿舎の満室による入舎の不確実性から、居住地に近い知的障害特別支援学校へ進路変更するケースが多いと想定される。

障害のある生徒の自立と社会参加が促進されるとともに、他の知的障害特別支援学校高等部の大規模化の緩和にもつながるため、高等支援学校桃花台学園の定員を充足させる必要がある。そのためには、高等支援学校桃花台学園への入学希望者が、交通事情による通学困難や寄宿舎への入舎の不確実性を理由に進路変更することのないよう、公共交通機関での通学が困難な地域からの通学手段の確保や寄宿舎の増室などの検討が必要である。

2 特別支援学校の児童生徒の状況について

○児童生徒の多様化について

各特別支援学校とも重複障害者が多数在籍し、その併せ有する障害種も様々である。特に、肢体不自由特別支援学校では重複障害者の在籍割合が多く、あけぼの支援学校では、在籍児童生徒の80%以上が重複障害である。また、肢体不自由特別支援学校には医療的ケアが必要な児童生徒も多数在籍しており、障害の重度化・重複化、多様化が進んでいる。

知的障害特別支援学校では、精神疾患を有する重複障害児童生徒も多く在籍し、指導の困難さがうかがえる。

特別支援学校においては、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、心理士、ORT（視能訓練士）の外部専門家（以下「PT等専門家」という）を配置することにより、在籍する児童生徒の障害等の状態に応じた専門的な指導・支援の充実が図られている。

特別支援学校に在籍する児童生徒の状態は、重度化・多様化が増しており、一人ひとりに応じた適切な教育の実現が求められている。今後も、PT等の専門家を活用し、特別支援学校における教育の専門性を向上させる必要がある。

○医療的ケアについて

医療的ケアが必要な児童生徒の多くは、一人につき複数の種類のケアが必要であり、学校における実施ケア数が非常に多くなっている。それに伴い、認定特定行為業務従事者としての教員の養成や、学校看護師の配置等の対応が進められ、特別支援学校における医療的ケアへの対応は進んできている。

特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒への対応については、学校看護師の配置の充実を図るとともに、医療的ケアが必要な児童生徒が校外学習へ参加する際の学校看護師の活用などについて、さらに調査・研究を進める必要がある。また、医療的ケアは学齢期のみで対応されるものではないため、就学前や卒業後の関係機関との連携が不可欠である。

小・中学校にも医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する場合もある。小・中学校等における医療的ケアについて調査・研究し、各市町村教育委員会や関係機関と連携しながら、対応を進める必要がある。

3 寄宿舎について

県内6校の特別支援学校に寄宿舎が設置されている。遠方からの通学保障を目的に設定されている寄宿舎であるが、それを理由に入舎する児童生徒は減少し、高等支援学校桃花台学園以外の寄宿舎には、空室がある状況が続いている。

空室がある寄宿舎では、児童生徒の自立した生活を促すための曜日泊の取組

を進めており、児童生徒の生活力や集団適応力の育成に、重要な役割を担っている。

特別支援学校の寄宿舎は、遠方からの児童生徒の通学を保障することとは別に、自立した生活能力や集団での生活能力を育成することができる施設である。児童生徒の自立と社会参加を促す役割を担っており、児童生徒の状況に応じた活用が効果的である。

高等支援学校桃花台学園寄宿舎の男子棟は満室であり、希望しても必ずしも入舎できるとは限らない状況が続いている。

遠方からの生徒の入舎希望が多い高等支援学校桃花台学園の寄宿舎については、舎室の増室や他校の寄宿舎を利用するなどの方策について検討し、希望者が入舎できるよう対応を検討する必要がある。

II 連続性のある多様な学びの場の充実について

1 小・中学校、高等学校における特別支援教育について

○小・中学校における特別支援教育について

児童生徒や保護者、そして地域に、特別支援教育についての認知や理解が広がり、小・中学校の特別支援学級在籍者数や通級による指導の利用者数が著しく増加してきている。

一方で、特別支援学級や通級による指導を担当する教員が必要になり、指導体制の整備や専門性の確保が急務となっている。また、特別支援学級は1学級8人で編制することになっているが、学年や障害の状態が著しく異なる児童生徒が在籍するために、担任1人の指導では困難な事例もあり、指導体制の充実について検討する必要がある。

通常の学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒の在籍割合は増加傾向にある。学級担任一人ひとりの特別支援教育に係る専門性と、校内委員会等を含む学校全体での取組が求められる。

○高等学校における特別支援教育について

平成28年に学校教育法施行規則が一部改正され、高等学校における通級による指導が制度化された。これにより、昨年度から中央高等学校において通級による指導の実践研究が始まった。

中央高等学校では、今年度は昨年度より5人多い13人の生徒が利用しており、通級による指導へのニーズの高まりがうかがえる。

指導内容や方法等の充実については、今後さらに研究と実践を重ねていく必

要があり、そのためには担当する高等学校教員自身の研究や研修によるスキルアップが求められる。また、特別支援教育に係る専門性や経験のある担当者の配置も考えられ、そのためには特別支援学校との人事交流も一つの方策であると考えられる。

○個別の教育支援計画の作成・活用について

本県においては、県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校で用いる個別の教育支援計画の様式を統一している。そのため、関係機関との情報共有や進学等の際の連携などにおいては、必要な情報が整理された内容であり、効果を発揮してきた。しかし、内容の細かさや徹底した管理方法により、作成に時間がかかったり、活用しにくかったりするなどの課題もある。

特別支援学校や特別支援学級においては、作成率が100%に近いが、通級による指導においては、著しく低い状況である。学習指導要領の改正等により、通級による指導においても、個別の教育支援計画の作成が義務づけられたことから、これを徹底する必要がある。

一人の児童生徒に係る支援内容等を、個別の教育支援計画を用いて関係機関等と共有・連携することで、より円滑で切れ目のない支援につながると考える。特別な支援が必要な児童生徒に対しての作成を徹底するとともに、活用を促すための方策について検討する必要がある。

○特別支援学校のセンター的機能について

特別支援学校のセンター的機能については認知度が増しており、地域の小・中学校等からの要請を受けて、その機能を発揮している。また、センター的機能の充実を図るために、特別支援学校にはPT等専門家の配置がなされ、状況に応じた体制が整えられてきている。

相談や支援の中心となるのは、特別支援学校のコーディネーターであるが、より専門的なセンター的機能を発揮するためには、コーディネーター自身の専門性の向上が不可欠である。

また、特別支援学校に配置されているPT等専門家を活用することで、さらに専門的な支援が可能となるため、要請に応じる時間数を確保し、特別支援学校のセンター的機能をさらに推進する必要がある。

2 就学前における支援について

○サポートノートについて

障害のある子どもたちに対しては、より早期からの適切な支援、そして切れ目のない支援が求められている。本県では、そのための連携ツールとして、サ

ポートノートを作成し、各市町村等における活用を促してきているところである。各地域において、サポートノートの存在やその有効性については徐々に周知され、活用の広がりが見られている。

サポートノートの活用は、保護者の負担軽減や、関係機関等との早期からの連携ツールとして有効であると考えられる。

サポートノートについて市町村の関係部局や医療機関、福祉機関等へ一層の周知を図り、その作成と活用をさらに促進させる必要がある。

3 病弱教育について

特別支援学校においては、精神疾患系の病弱がある児童生徒の在籍が増加している。入通院に伴い病弱特別支援学校で学んでいる児童生徒の他にも、病弱を併せ有する重複障害者として、知的障害特別支援学校にも多数在籍している。このような児童生徒は、今後も増加するものと考えられる。

富士見支援学校本校及び旭分校は、病弱のみの単一障害を教育の対象としている。重複障害である児童生徒の入通院中の学習を保障するためにも、対象障害種の拡大が必要である。

また、本県における入院中の児童生徒の学びの場は、2病院に特別支援学校2校、3病院に院内学級（小・中学校の病弱特別支援学級）5学級に限定されている。地域の中核病院等に入通院している児童生徒の教育のあり方について、調査・研究する必要がある。

本県の特別支援学校においては、病弱を対象障害種とした高等部は設置されていないが、肢体不自由特別支援学校に在籍する児童生徒の約3割が病弱を併せ有する重複障害児童生徒である。

今後、高等部段階の病弱生徒の教育環境の在り方について、現状及びニーズについて分析し、高等部の設置について調査・研究する必要がある。

III 自立と社会参加に向けた教育の充実について

1 キャリア教育について

各特別支援学校においては、在籍する児童生徒の自立と社会参加に向けて、キャリア教育の推進に取り組んでおり、児童生徒一人ひとりに応じた資質や能力の育成に努めている。今後も、キャリア教育全体計画を踏まえた上で、児童生徒一人ひとりの状態に応じた丁寧なキャリア教育が必要である。

企業への就労も促進され一般就労する卒業生も多いが、福祉や労働等の関係機関との連携を密にし、卒業後の定着支援についても取り組むことが重要である。

る。また、企業への就労を目指すことばかりに重点をおくのではなく、児童生徒一人ひとりの状態等を踏まえ、より適切な進路指導を計画的に行う必要がある。そして、その中で児童生徒の心の成長を促していくことが大切である。

2 交流及び共同学習について

インクルーシブ教育の理念のもと、新学習指導要領においても交流及び共同学習の重要性が示されている。各特別支援学校では、学校間交流、地域交流、居住地校交流において積極的な取組が重ねられ、その成果が見られる。

また、小・中学校においては、特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒とが、学習場面や生活場面で日常的に活動を共にしており、障害の有無により分け隔てられることがない共生の場がある。このことは、児童生徒が成人した社会において、共生社会の実現に効果をもたらすものと想定される。

一方で、特別支援学校の児童生徒が居住地校交流をする際に、受け入れる居住地の小・中学校における理解が不十分な状況も見受けられ、必ずしも交流及び共同学習の趣旨が徹底されてはいない。特別支援学校に在籍する児童生徒の社会参加を促進するとともに、学校卒業後の地域での生活も見据え、居住地にある学校との交流及び共同学習を促進する必要がある。

今後、共生社会の形成に向けて、小・中学校、高等学校、及び特別支援学校のそれぞれにおいて、交流及び共同学習の理念を踏まえ、計画的に取り組むことが重要である。

3 I C T教育について

I C T技術の発展は著しく、児童生徒の現在の生活および将来の生活において不可欠なものであり、障害の状態を改善・克服できることも多分にある。学校教育において、それらを適切に活用していく技術や能力を育成していくことが大切である。

また、障害のある児童生徒の状態は様々であり、児童生徒によって活用するI C Tのハードやソフトは多岐にわたる。それぞれの障害種に応じた適切なI C T機器等を活用することで、その教育的効果は高いと考える。児童生徒の状態に応じたI C T機器の整備・充実を推進していく必要がある。

一方、I C T機器活用の必要性や活用方法については、教師一人ひとり専門性を高め、指導力を向上させていく必要がある。

4 生涯学習について

障害者の生涯学習は、学校を卒業してからのことではなく、在学中からの取組が必要であり、また、学校卒業後も特別支援学校によるフォローアップも必

要とされている。

各特別支援学校においては、教科等の学習活動において様々な内容を取り上げて児童生徒の興味や関心を広げている。また、課外活動として部活動を設けている学校も多い。

在学中の学校教育の内容が、卒業後の活動につながると考える。卒業後の豊かな生活を見据えて、計画的に児童生徒一人ひとりの興味・関心の幅を広げるために、在学中からの文化・芸術活動やスポーツ活動などに取り組む環境を整えておく必要がある。

また、卒業後に資格の取得に取り組んだり、文化・芸術やスポーツ等の大会に出場したりするなどの場もあるため、関係機関と連携しながら適切に情報を提供する必要がある。

IV 質の高い学びを支える専門性の向上について

1 教員の専門性について

○特別支援学校教諭免許状の保有率について

特別支援学校の教員における特別支援学校教諭免許状の保有率は、これまでの取組により高められている。今後も、未保有者への免許取得を強化していく必要がある。

一方、小・中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員には、特別支援教育の専門性が必要であるが、特別支援学校教諭免許状の保有率は低い状況である。専門性を向上させていくために、特別支援学校教員免許の取得を一層推進していく必要がある。

○特別支援教育に係る専門性について

各校種や担当する学級などにより、現職の教員に対する様々な特別支援教育関連の研修が設けられている。また、教員等育成指標による指定研修等も設けられ、全ての教員に対する特別支援教育の研修の機会が設定されている。

教員養成の大学においては、特別支援学校以外の校種の教員を目指す学生に対しても、特別支援教育に係る単位取得が必要になった。

特別支援学校及び特別支援学級の担任、通級による指導の担当者については、特別支援教育の専門性の向上を推進するため、今後も適切な研修の機会を設定するとともに、受講を強化する必要がある。また、通常の学級にも特別な支援を必要とする児童生徒が多数在籍していることから、通常の学級を担当する教員にも、特別支援教育に関する研修の受講を促進する必要がある。

2 特別支援教育における人的配置について

小・中学校採用の教員は、特別支援学校に人事交流で異動し、その後に小・中学校に戻って特別支援教育の専門性を生かしている。

特別支援学校採用の教員も、小・中学校等で教科指導等に係る実践的な専門性を身に付ける必要があるが、特別支援学校採用の教員が、人事交流により小・中学校等へ異動するケースはない。

高等学校においては、通級による指導が開始されて間もない状況である。今後、通級による指導を充実・発展させていくためには、さらに専門性の高い指導者が必要になる。

小・中学校及び高等学校において、特別な支援が必要な児童生徒への専門的な教育・支援と、特別支援教育に係る学校全体の支援体制の整備を促進するため、また、特別支援学校においても、小・中学校及び高等学校における教科指導等の専門性を向上させるため、特別支援学校と各校種間の人事交流を推進する必要がある。

おわりに

「障害者の権利に関する条約」への署名以来、日本では、共生社会の実現に向けた取組が進んでいる。社会全体において、障害児（者）を取り巻く状況は大きく変化しており、教育の分野ではインクルーシブ教育システムの構築を目指した取組が進められている。

同条約の第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般（署名時仮訳）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。この理念は、「学校教育法施行令」や「学校教育法施行規則」、「学習指導要領」などに盛り込まれ、学校教育において取り組むべき方向性が示されたところである。今後、インクルーシブ教育システムの構築に向けては、さらなる具体的な施策が必要であると考える。

本県の特別支援教育を取り巻く状況に目を向けると、知的障害特別支援学校における在籍者の増加による普通教室の不足や、児童生徒の実態の重度化・重複化や複雑化、小・中学校における特別支援学級在籍者や通級による指導の利用者の著しい増加、そして、これらに伴う教員の専門性の確保などの喫緊の課題が生じている。今後の施策においては、児童生徒の教育環境を整え、一人ひとりに応じた適切な教育の実現をめざしてほしい。

本審議会では、本年6月に制定された山梨県教育振興基本計画の施策の一つである「特別支援教育の推進」における、I学びを育む教育支援体制の整備、II連続性のある多様な学びの場の充実、III自立と社会参加に向けた教育の充実、そして、IV質の高い学びを支える教員の専門性の向上の4つの取組の柱をもとに議論を進め、本県の特別支援教育の現状と課題、今後の取組の方向性について、本答申として取りまとめた。

本答申が、「新やまなし特別支援教育推進プラン（仮称）」策定の一助となり、全ての学びの場において、特別な支援が必要な全ての子どもたちに対して、ニーズに応じた切れ目のない支援や教育が実現されることを願っている。

資料1 「諮問書」

教改特第888号
令和元年7月23日

山梨県特別支援教育振興審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮 問

本県の特別支援教育の推進に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求める。

1 特別支援教育推進のための計画策定に必要な事項について

諮問の理由

県教育委員会では、障害のある子どもたちに対する教育を推進するため、平成23年度に「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定しました。そのプランにより特別支援学校においては、軽度の知的障害のある生徒の一般就労の促進、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応、校舎の老朽化に伴う改築などの課題の解決に取り組み、また、小・中学校、高等学校においては、コーディネーターの指名や校内委員会の設置などの校内支援体制を整備するとともに、「授業支援ガイドブック」や「教職員のための通級による指導ガイドブック」などを発行し、教師への支援にも取り組んできたところです。

国においては、平成19年に障害者の権利に関する条約に署名後、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定、発達障害者支援法の改正などの法制度の整備を行い、平成26年にこの条約を批准しました。教育施策においても、中央教育審議会の報告、学校教育法施行令の一部改正などにより、合理的配慮の提供義務や就学システムの変更など、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、大きく動き出しています。

本県においては、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し続け、直近の10年間に小・中学校の特別支援学級在籍者数が1.9倍、通級による指導の利用者数が1.6倍になっており、特別支援教育へのニーズが高まっています。

このような特別支援教育をめぐる情勢の変化に、現行の「やまなし特別支援教育推進プラン」では十分に対応することが難しいと判断し、当初の計画期間を繰り上げ、新たな特別支援教育推進のための計画を策定することといたしました。

つきましては、山梨県特別支援教育振興審議会を開催し、本県の今後の特別支援教育の方向性を示す「新やまなし特別支援教育推進プラン（仮称）」を策定するため御審議いただきたく、諮問するものです。

資料2 「山梨県特別支援教育振興審議会委員」

山梨県特別支援教育振興審議会委員

(50音順)

	氏名	役職等	任期
	井上 貴文	山梨県PTA協議会副会長 富士吉田市立下吉田第二小学校PTA会長	R1.7.23 ～R2.7.22
	小澤 建二	山梨県市町村教育委員会連合会会长 北杜市教育委員会教育委員	R1.7.23 ～R2.7.22
	川手 正昭	山梨県高等学校長協会代表 山梨県立中央高等学校校長	R1.7.23 ～R2.7.22
	栗原 早苗	社会福祉法人さかき会総合施設長	R1.7.23 ～R2.7.22
	小坂 健二	公立小中学校長会代表 大月市立大月東小学校校長	R1.7.23 ～R2.7.22
	齊藤 章司	山梨労働局職業安定部職業対策課課長	R1.7.23 ～R2.7.22
副会長	里見 達也	山梨県立大学人間福祉学部人間形成学科准教授	R1.7.23 ～R2.7.22
	長林 裕子	特別支援学校PTA代表 山梨県立わかば支援学校PTA会長	R1.7.23 ～R2.7.22
	畠山 和男	あけぼの医療福祉センターセンター長	R1.7.23 ～R2.7.22
	原 まゆみ	都留文科大学教養学部学校教育学科特任教授	R1.7.23 ～R2.7.22
会長	廣瀬 信雄	山梨大学教育学部障害児教育講座特任教授	R1.7.23 ～R2.7.22
	古屋 玉枝	山梨県看護協会会长	R1.7.23 ～R2.7.22
	山本 剛	特別支援学校長会会长 山梨県立甲府支援学校校長	R1.7.23 ～R2.7.22